

第 2 次淡路市立図書館基本計画

『ひと×情報＝つながりを育む活動の場』
としての図書館を目指して

令和 4(2022)年 3 月

淡路市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1-1. 計画の位置付け	2
1-2. 計画の期間	2
第2章 淡路市立図書館の現状と課題	2
2-1. 淡路市立図書館の概要	2
2-2. 現在の組織図	3
2-3. 前計画期間の取組と統計	4
2-4. 淡路市立図書館の課題	5
第3章 これからの淡路市の図書館	6
3-1. 基本コンセプトと基本方針	6
3-2. 図書館に必要な機能・サービス	7
3-3. 図書館数及び位置、規模	10
3-4. 運営・管理	11
3-5. 公民館図書室・学校図書館との連携	11
3-6. 職員体制	12
3-7. 専門職員（司書）の充実	12
3-8. 休館日及び開閉時間	12
3-9. 図書館の整備計画	13
3-10. 計画の推進に向けて	13
資料編	
資料 1 淡路市立図書館基本計画策定検討会 委員名簿	14
資料 2 淡路市立図書館基本計画 策定経過	15
資料 3 淡路市立図書館基本計画策定検討会設置要綱	16

はじめに

淡路市立図書館は、平成 29（2017）年 3 月に策定した淡路市立図書館基本計画に基づき、基本コンセプトである「ひと・知識・情報との出会いの場」としての図書館を目指し、図書館サービスの向上を図ってきました。

そして、同計画の策定から 5 年が経過する中で、令和 3（2021）年 3 月には老朽化が進んでいた津名図書館は、学習室や音楽スタジオなど、施設のハード面の充実を図り、新たにオープンをしました。このように施設環境が一定程度整備できたことから、令和時代の成熟社会の根幹を担う図書館として、多様化する市民ニーズに応えるために、行政主導ではなく、新たなパートナーとして、市民の図書館サポーターなどとともに、市民協働による図書館運営を進めています。

そのような中、本市では、図書館を舞台に、まちづくりにつながる取組を始めており、従来のような、静かで、書籍を借りるだけの図書館ではなく、さまざまなテーマに関心のある人々が集い、本や情報などを仲立ちとして、語らい、交流し、その中から新しい知恵や知識を生み出し、地域に還元するという場となっています。例えば、SDGs や子育て支援など、さまざまな地域課題を解決するための市民活動などに取り組んでいる住民や団体は、その解決策の糸口を調べる必要が生まれ、図書館に問い合わせることになり、それらに対し図書館では関連する資料や情報の収集及び整備、また館内展示などを行うことにより住民に公開することになります。

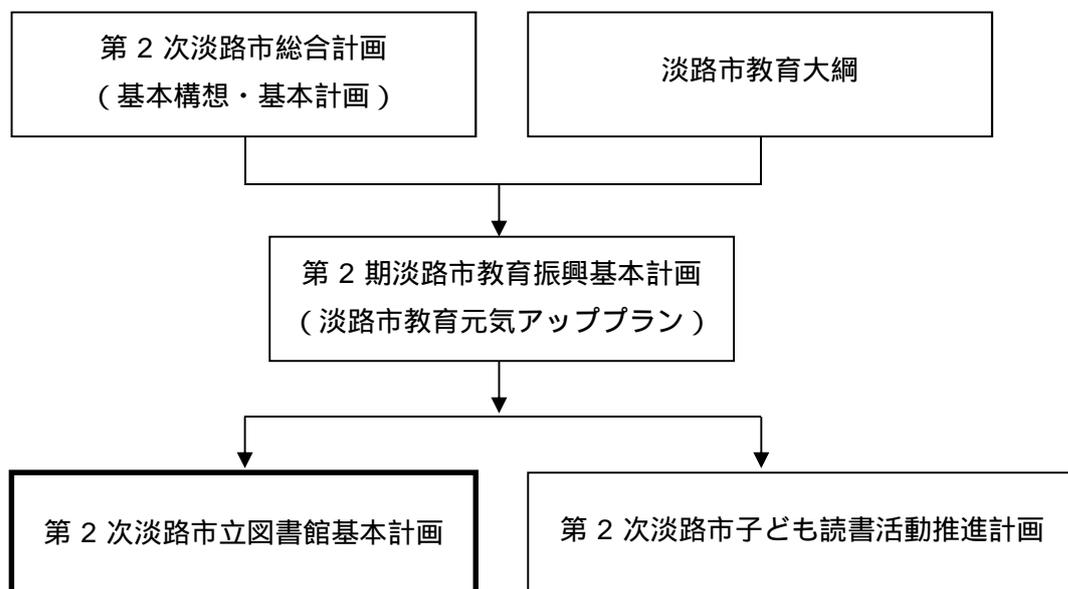
また、行政内部では、ごみの減量化、男女共同参画、観光、ふるさと納税など、分かりやすい行政情報を提供するために、部署の枠を超えた全庁横断的な取組として、図書館は他部署との共催によるイベントやテーマ展示も行っています。このように図書館とまちづくりがつながることにより、図書館はまちづくり政策の一端を担い、地域社会に役立つ拠点となっています。

このたび、令和 4（2022）年 3 月末をもって、第 1 次計画が終了することから、その後継計画として、第 2 次計画を策定しました。第 2 次計画では、淡路市立図書館の持つ可能性を高めるために第 1 次計画で掲げた、基本コンセプト及び基本方針をステップアップするとともに、2 館 3 室による図書館サービス体制の更なる充実を図りながら、各事業を着実に実行していきます。

第 1 章 計画の概要

1-1.計画の位置付け

第 2 次淡路市立図書館基本計画は、第 2 次淡路市総合計画、淡路市教育大綱下の個別計画として図書館機能の充実を図るために策定するものです。



1-2.計画の期間

計画の期間は、2022 年度を初年度として、2026 年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行っていくものとします。

また、児童サービスについては、第 2 次淡路市子ども読書活動推進計画に基づき、取組を推進します。

第 2 章 淡路市立図書館の現状と課題

2-1.淡路市立図書館の概要

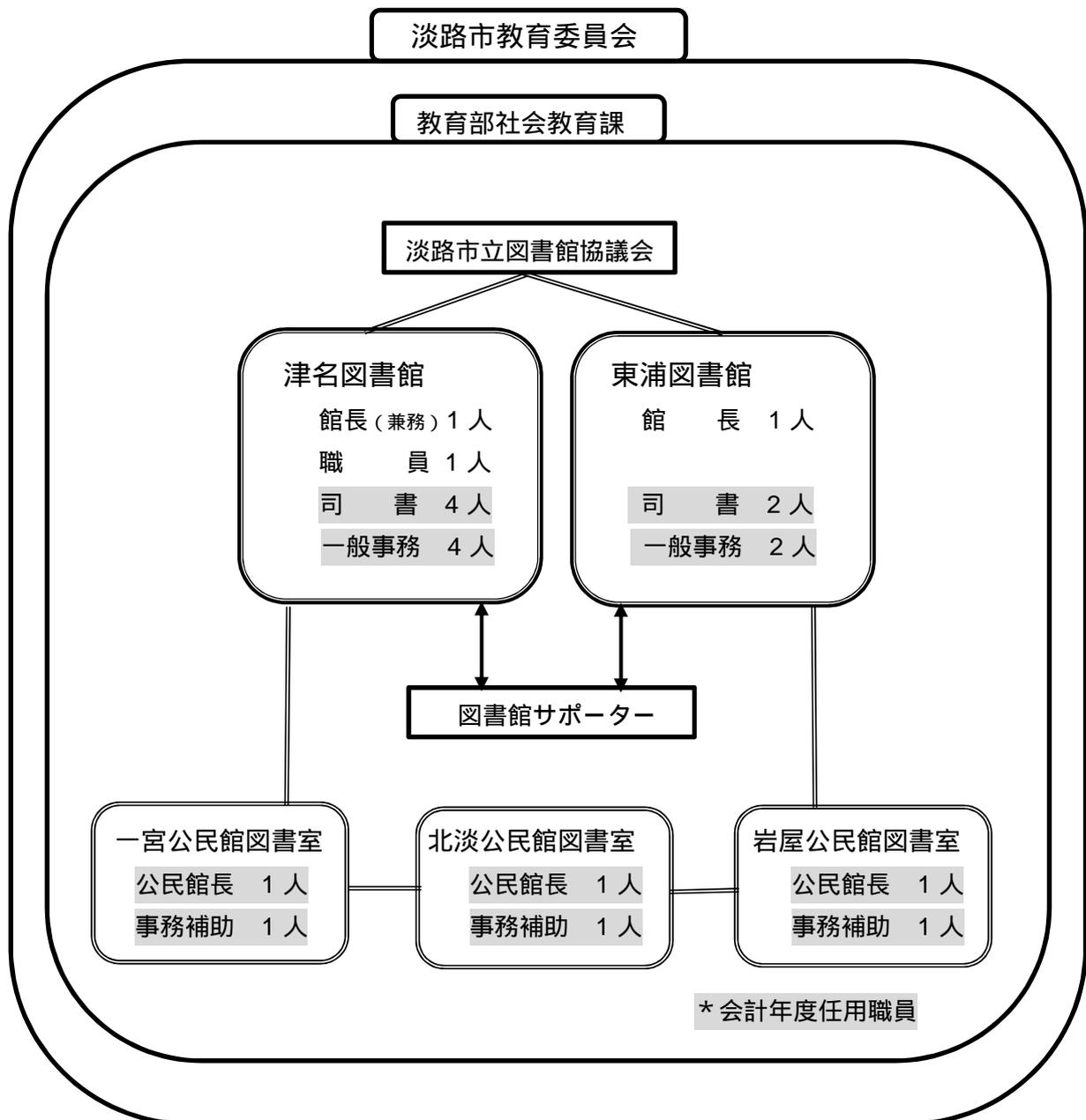
市内には、津名図書館と東浦図書館の 2 館があり、貸出利用者は、津名図書館で 3 万人、東浦図書館で、2 万人程度となっています。

津名図書館には、開架コーナーのほか展示ギャラリーやサポーターズルームなどが用意されています。東浦図書館には、開架コーナーのほか AV コーナーや対面朗読室、おはなしコーナーなどが設置されており、淡路市立サンシャインホールと併設し立地しています。

2-2.現在の組織図

市内には2つの図書館と3つの公民館図書室があり、所管は教育委員会となっています。また、諮問機関として淡路市立図書館協議会が設置されています。さらに、図書館サポーターと連携し、市民協働による図書館運営に取り組んでいます。

令和3年度の津名図書館長については、本庁勤務の教育部社会教育課長が兼務となっています。なお、両館の館長と津名図書館職員1人が一般行政職であり、その他の職員は会計年度任用職員という体制で組織されています。



2022年2月末現在

2-3.前計画期間の取組と統計

前計画期間である2017年度から2021年度までの5年間に、実施した主な取組と統計は、次のとおりです。統計から、人口が減少はしているものの、2館3室の実貸出利用率（市民が1回でも1年間に図書館の資料を借りた利用率 実貸出人数/人口）は新型コロナウイルス感染予防に伴う臨時休館があった2020年度を除いて一定程度維持しており、本市にとっての図書館の重要性は明らかです。また、2021年度は、津名図書館が新築移転開館したことをきっかけに、利用者が大幅に増加しています。

	取組内容
2017年度	ブックスタート事業 再開
2019年度	祝日開館 開始
2020年度	図書館サービスワークショップ 開催
	図書館×まちづくり会議 実施
	雑誌スポンサー制度 導入
	読書通帳サービス 開始
	津名図書館 新築移転開館
2021年度	第2次淡路市子ども読書活動推進計画 策定
	図書館サポーターミーティング、ワークショップ、図書館フェス 開催
	まちづくりネットワーク交流会 開催
	サピエ図書館サービス 開始

	人口 (人)	2館3室 貸出冊数 (冊)	2館3室 貸出利用者数 (人)	2館3室 実貸出者数 (人)	2館3室 実貸出利用率 (%)
2015年度	45,556	265,181	62,438	5,987	13.1
2016年度	45,053 (98.9%)	266,792 (100.6%)	62,863 (100.7%)	5,885 (98.3%)	13.1 (100.0%)
2017年度	44,485 (98.7%)	272,490 (102.1%)	64,470 (102.6%)	5,746 (97.6%)	12.9 (98.5%)
2018年度	43,734 (98.3%)	269,225 (98.8%)	63,337 (98.2%)	5,737 (99.8%)	13.1 (101.6%)
2019年度	43,253 (98.9%)	270,900 (100.6%)	63,327 (100%)	5,569 (97.1%)	12.9 (98.5%)
2020年度	42,986 (99.4%)	187,451 (69.2%)	42,112 (66.5%)	4,302 (77.2%)	10.0 (77.5%)
2021年度 2月末	42,701 (99.3%)	304,937 (162.7%)	71,628 (170.1%)	5,999 (139.4%)	14.0 (140.0%)

()内は、対前年比

2-4.淡路市立図書館の課題

市民及び職員による図書館サービスワークショップ、第2次淡路市立図書館基本計画策定検討会、各種統計などにより検証した結果、淡路市立図書館の主な課題は、次のとおりです。

(1)図書館運営体制の強化

多様な図書館サービス、地域情報の収集・保存・活用・発信を行い、地域活動の拠点となるよう図書館を運営していくためには、継続的・長期的な視点を持って、館長や図書館司書などの適正な職員確保や、人材育成を行うなどし、職員体制を強化していく必要があります。それと同時に、図書館職員の専門性を高める必要があります。

特に、郷土資料の収集や、利用者が求めている蔵書の充実を図り、必要な情報を利用者提供するレファレンスサービスを行うには、専門的職員(司書など)の適正な配置と育成が必要不可欠です。

(2)子どもに対する読書環境の充実

本を読むだけでなく、子どもが図書館に行きたくなる魅力ある機能を充実させるとともに、相互利用による学校図書館との連携や、本に接する機会を提供する環境を整備していく必要があります。多様な読書体験を通し、読書の魅力を感じ、将来がより豊かになるよう、学校司書と図書館司書による情報交換を行い、ともに読書活動の推進を図る必要があります。

(3)誰一人取り残さない図書館サービスの実現

図書館は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もが多様な学びや読書、情報収集ができる環境を整備し、積極的にサービスを実施します。特に、点字図書や録音図書のデータベースであるサピエ図書館や対面朗読サービスを実施し、利用促進を行います。また図書館利用者向けに、館内の設備や案内など、わかりやすく利用しやすい環境をつくるために、職員や図書館サポーターによる利用案内などのサポート体制の構築を行います。

(4)地域活性化につながる拠点となる市民協働の実現

地域の活動拠点として、図書館があり、地域活動団体への支援、関係づくりが大切です。市民と図書館はさまざまな交流や情報交換を行い、図書館とともに図書館から、地域や淡路市を活性化させていくためには、地域の方々との協働が必要です。市民とともに作る図書館として、図書館活動に市民の意向を反映するため、図書館サポーターと協働による図書館運営を推進します。

また、民学産官の連携による共創や分野を超えた交流を通して、顔の見える関係づくりやノウハウの共有ができる仕組みの構築を目指します。

第3章 これからの淡路市の図書館

3-1.基本コンセプトと基本方針

第2次計画では、前計画の基本コンセプト及び基本方針をステップアップし、より一層の図書館運営及びサービスを発展させます。

基本コンセプト

『ひと×情報＝つながりを育む活動の場』

基本方針 1

『誰もが気軽に集える人と人との絆を育む場』

人と人とのつながりが希薄となり、コミュニティの弱体化が課題とされる現代において、学びをとおした絆づくりを担う地域の人々のコミュニケーションの場としての役割が期待されています。多様な人々が集い、人と人の出会いを通じて新たな情報や知識に触れ、より豊かな暮らしとなるよう、コミュニケーションの場となる図書館を目指します。

基本方針 2

『読書を始めるきっかけとなる書籍・情報による知恵を育む場』

読書の効用は、絵本の読み聞かせをとおして親子のつながりを育むことに始まります。成長期の子どもに対しては、言葉を学び、人の気持ちを感じ取る感性を磨き、表現力や創造力を高め、文章を理解することは、自分の考えをまとめる力となり、学んだ表現力や言葉は、自分の思いや考えを相手に伝える力となります。誰もがこれまで経験してこなかった世界を感じ、先人の知恵に触れ、感性を磨き、充実した人生を生きる力となるきっかけの場を目指します。

基本方針 3

『まちづくり拠点として地域の情報を収集・保存・発信するつながりを育む場』

地域住民の生涯学習の場として必要な情報を提供するとともに、地域の歴史や文化をはじめとする調査研究に資する資料を提供するほか、市民の情報拠点としての役割が求められています。特に淡路市立図書館では、地域活動と協働のまちづくりを推進するための拠点施設とし、市民、NPO 団体、企業、行政、学校との情報共有や相互連携によるまちづくりにつなげます。

3-2.図書館に必要な機能・サービス

(1)魅力ある情報の収集・整理・提供・保存・活用促進

具体的な取組

○継続取組

- ・計画的な図書資料の収集・整理・提供・保存・活用促進
- ・他の図書館との相互利用サービスの実施
- ・季節や行事などに応じた企画展示による効果的な情報発信
- ・淡路市 HP、図書館 HP、SNS、デジタルサイネージ、新聞などを活用した積極的な情報発信

○新規取組

- ・各図書館の特色を表す選書方針の策定
- ・デジタルアーカイブ化（オープンデータ化を含む）の促進
- ・電子書籍サービスや新聞記事データベースの導入

(2)地域情報の収集・整理・提供・保存・活用促進

具体的な取組

○継続取組

- ・地域情報（地域資源、地域産業、地域活動など）の収集・整理・提供・保存・活用促進
- ・郷土（淡路市、淡路島、兵庫県）に関する資料や図書の収集・整理・提供・保存・活用促進
- ・郷土に関する資料などのコーナーの充実
- ・地域資料や行政資料の収集・整理・提供・保存・活用促進

○新規取組

- ・移住者支援として行政情報や地域情報の提供・支援（相談会開催など）
- ・各種市民活動団体による情報発信コーナーの設置

(3)レファレンスサービスの充実

具体的な取組

○継続取組

- ・豊富な知識と経験を有し、高い能力を有する図書館司書の確保
- ・図書館職員の研修実施（レファレンス、著作権研修など）
- ・国立国会図書館、兵庫県立図書館など他の図書館との連携強化（淡路図書館等連絡協議会での情報交換や、相互貸借サービスの実施など）

○新規取組

- ・各地域を取材し、地域の人との交流で得た情報の発信
- ・デジタルアーカイブによる情報の収集・保存・発信
- ・情報探索方法の提供（パスファインダーの作成など）
- ・レファレンス協同データベースへの参加

(4)市民協働による図書館運営体制の構築

具体的な取組

○継続取組

- ・淡路市の図書館・図書室についての情報の発信
- ・図書館サポーターの募集
- ・図書館サポーターと図書館職員による定期的なミーティングの開催
- ・市民協働による図書館運営についての研修の実施

○新規取組

- ・市民協働による図書館運営活動の発信
- ・図書館職員と図書館サポーター連携による学校や地域活動への参画

(5)地域活動の支援と協働のまちづくりの推進

具体的な取組

○継続取組

- ・地域活動団体との協働による多様なイベントなどの実施
- ・地域活動情報の収集・整理・提供・保存・活用促進

○新規取組

- ・地域活動団体の情報の整理
- ・カフェ運営形態の検討及び事業者（団体）の発掘・育成

(6)親子の読書環境の充実

具体的な取組

○継続取組

- ・ブックスタート事業の実施
- ・子ども向けおはなし会の実施
- ・子育て学習センターへの出張おはなし会の実施
- ・保育所などへの配本サービスの実施
- ・図書館見学や体験学習の受入の実施
- ・児童図書（絵本、紙芝居など）や育児本の適切な選書

○新規取組

- ・図書館職員や絵本セラピストによる親子への読書支援
- ・プレママ・プレパパ向けおはなし会や絵本選び相談会の開催

(7)児童サービスの充実

具体的な取組

○継続取組

- ・図書館見学や体験学習の受入実施
- ・児童図書（絵本、紙芝居など）の適切な選書
- ・読書通帳事業の実施
- ・学校への選書サービスの充実
- ・学校司書との情報交換会の開催

○新規取組

- ・図書館活用講座の実施（全小中学生に配布されているタブレット活用による蔵書検索、利用案内など）
- ・教育委員会全体での全小中学校への学校司書配置検討会の開催

(8)青少年が集う場づくり

具体的な取組

○継続取組

- ・ニーズに応じた学習コーナーの設置・充実（グループ学習、個別学習など）
- ・青少年向け図書コーナーの設置（受験、資格、職業など時期に応じたものを展示）
- ・WiFi環境の充実

○新規取組

- ・学生向け進路や就職情報発信コーナーの設置

(9)誰一人取り残さないサービスの充実

具体的な取組

○継続取組

- ・高齢者・障害者への図書郵送サービスの実施
- ・大活字本、点字図書、録音図書、洋書などの収集や利用促進
- ・対面朗読による読書支援
- ・サピエ図書館サービスの実施
- ・福祉施設への配本サービスの実施
- ・ウエストブルームフィールド姉妹図書館との連携による活発な国際交流の推進

○新規取組

- ・福祉関連施設や市役所関連部署などとの情報共有及び連携するためのネットワークの構築
- ・館内の設備やサイン、案内表示の工夫（ふりがな表示、多言語、ピクトグラム使用など）
- ・図書館職員と市民一体でのダイバーシティ & インクルージョン研修の実施

3-3.図書館数及び位置、規模

(1)図書館数及び位置

現在、淡路市立図書館は、津名地域と東浦地域にそれぞれ1館ずつあり、1ヶ所に集約すると、利用者の利便性を低下させてしまいます。

図書館数は、現在の利用状況や淡路市の地勢的な特質、各地区の人口動態などの地域特性を考慮し、現在の2つの図書館が立地する地域での2拠点とし、公民館図書室、学校図書館、その他公共施設などとの連携を図り、図書館機能の充実に努めます。

(2)図書館の規模

前計画の中で、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文部科学省）を基に、淡路市では図書館の目標規模を3,373.8㎡とし、津名図書館の新築移転を行いました。現在、津名図書館(1,983.14㎡)、東浦図書館(967㎡)の延床面積を合計すると、2,950.14㎡となり、引き続きこの体制で運営を行います。

今後は、2つの図書館がそれぞれ特徴ある機能を活かし、市民のニーズに対応した魅力ある図書館となるよう図書館サービスの向上を図ります。

3-4.運営・管理

公共施設の運営・管理などについては、全国的に財政的な制約が高まっている中、図書館の運営・管理においても例外ではなく、効率化、合理化の問題は、大きな課題となっています。

しかし、図書館は、子どもからお年寄りまで世代を超え、また国籍を問わず誰もが利用できる、市民に望まれる公共施設として位置する施設でもあります。近年、さらに情報の重要性が高まっており、多くの人々が、情報を入手しやすい環境を整えることも行政の大きな役割の内の1つであると考えています。これからも多様な情報を提供し、その情報を得ることで、それぞれの市民がさまざまな考え方をもち、発言していくことは地方自治の理念と密接に関わることであると考えます。したがって図書館は行政施設の中でも非常に重要な施設であると考えています。

今後の本市での図書館運営を考えた場合、効率化や合理化できる業務と図書館としての根幹に関わる効率化や合理化が適さない業務の精査を行う必要があります。特に、専門的職員(司書)が行う業務と他の職員が行う業務の区別と配置計画の適正管理が必要になってきます。

また、本市における図書館サービスの質を確保するためにも市直営で図書館の事業や業務の質量に見合った予算や職員の配置確保など、庁内の関係部署と協議しながら条件整備を積極的にすすめ、市民のニーズに沿った運営・管理を行っていきます。

3-5.公民館図書室・学校図書館との連携

現在、本市には岩屋、北淡、一宮の3つの公民館図書室があります。現在導入している図書館(図書室)ネットワークを利用すれば、市内どこの図書館・図書室でも貸出、返却、予約、資料の検索などができます。

また、市内公立小学校11校、中学校5校には、学校図書館があり、児童生徒の読書に供する図書を備えるとともに、各校において読書の時間を設けるなど、児童生徒の読書機会の拡大に努めています。

今後は子どもたちが大人になっても読書が続けられる魅力ある図書館づくりのために、図書館職員が積極的に学校などへ出向き、図書館の存在や読書の楽しさを伝えるとともに、学校図書館との連携強化を図る中で資料や図書の貸出・配本などを推進していきます。加えて教育委員会全体で全小中学校に学校司書を配置する検討を進めていきます。

3-6.職員体制

2020年度から図書館運営やサービスの市民ワークショップを開催するための地域情報化アドバイザーから、津名図書館は図書館運営に必要な人員が不足状態であるという見解が示されました。今後、より一層の図書館運営を考えた場合、継続的・長期的な視点による職員体制の強化が最重要課題です。職員が相互に連携を図り、図書館全体として市民サービスができる職員体制を構築する必要があります。

図書館には、貸出、レファレンス、資料収集など、さまざまな業務があり、一律に職員数の算出根拠を示すことは困難ですが、近年ニーズが高まる市民協働による図書館事業を実施するために必要な人材の確保及び人材育成を行うことが急務となっています。

3-7.専門職員（司書）の充実

近年、移住者などの増加により求められる、デジタル情報やその取扱いに関する能力及び関係法令の理解を備えた専門性の高い職員の確保と育成が重要です。専任職員に対する司書の割合は、全国平均で52.9%、専任職員の約半数は専門的職員（司書）となっています。

コンセプトに示された特色ある図書館運営を担うことができる図書館司書の育成と選考システムを構築し、本市は、全国平均を超える専門的職員（司書）の配置に努めながら、必要な研修機会を設け、スキルアップを図ります。

専任職員数に対する司書・司書補の数

区分	職員数	備考
専任職員数	9,627人	【資料】 日本の図書館統計と名簿 2020
うち司書・司書補数	5,096人	
割合	52.9%	
近隣類似市の割合（2021年度 洲本市）	43.8%	【資料】 令和3年度兵庫県公共図書館調査
近隣類似市の割合（2021年度 西脇市）	65.9%	
淡路市の割合（2021年度）	42.9%	

3-8.休館日及び開閉時間

現在、図書館は、木曜日、祝日の翌平日、月末の平日（書架整理日）を休館日としており、今後も継続します。また、午前10時から午後6時30分まで開館しています。

今後も、市民のニーズを参考に、開閉時間の変更の必要性などを検証しながら、市民が利用しやすい環境づくりに努めていきます。

3-9.図書館の整備計画

以前から課題であった旧津名図書館を新築移転開館し、本市の図書館は、現在の2つの図書館(津名図書館・東浦図書館)が立地する地域での2拠点を中心とし、公民館図書室、学校図書館、その他公共施設などとの連携を図り、図書館機能の充実に努めます。

(1)施設機能

津名図書館は、新築移転し、さまざまな機能のある施設となり、近隣の施設などとの連携強化を図り、利用者のニーズを踏まえたサービスの充実に努めます。

東浦図書館は、老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行いながら管理運営を行います。また、併設するサンシャインホールと連携しながら現在の機能を維持し、利用者のニーズを踏まえたサービスの充実に努めます。

(2)位置と敷地

現在の位置で現状の敷地を維持しながら、継続して図書館運営を行います。

3-10.計画の推進に向けて

(1)図書館行政の推進

本市の図書館は、図書館運営について市民の関心と理解を深めるため、会議録や資料の公開を行い、開かれた図書館運営を行います。また、利用者や市民が求める資料や情報を適切に提供することができるよう努めるとともに、地域の拠点として利用者及び市民のニーズに応え、地域の実情に応じた運営に努めます。さらに、高度化・多様化する利用者や市民の要望に対応し、自発的な学習活動を支援する機能の充実に努めるために、図書館、公民館図書室や学校図書館との連携を積極的に進めることは基より、他の社会教育施設や各種行政機関、地域の関係機関などとの協力を一層推進します。

(2)具体的な指標

地域課題の解決に向けた取組を行っている市民・NPO団体・企業・行政・学校との協働事業について、2館合わせての年間開催数を20回、参加人数を500人、また図書館サポーター登録人数は50人を目標とします。

図書館の利用率については、実貸出利用率(市民が1回でも1年間に図書館の資料を借りた利用率 実貸出者数/人口)30%を目標とし、評価を行い、効果的かつ着実に計画を推進していきます。

(3)進捗管理

市民や利用者の実際の声を知るための意見箱を設置します。また、淡路市立図書館協議会及び図書館サポーターミーティングにおいて適時進捗管理を行います。

資料 1

第 2 次淡路市立図書館基本計画策定検討会 委員名簿

区 分		氏 名	備 考
1 号委員	淡路市立図書館協議会委員	原田 安啓 (会長)	淡路市立図書館協議会会長
2 号委員	学識経験者	嶋田 学	京都橘大学教授 元岡山県瀬戸内市立図書館長
		新谷 昭夫	淡路市文化財保護審議会委員
3 号委員	教育関係者	那倉 康知	津名中学校長 淡路市中学校長会(図書担当)
		砂川 朗	志筑小学校長 淡路市小学校長会 (図書館担当)
		堺野 菜穂子 (副会長)	淡路景観園芸学校 非常勤講師
4 号委員	前 3 号に掲げる者のほか、教育 長が必要と認めるもの	関 美恵子	図書館サポーター
		片岡 加奈子	市民 WS 参加者 図書館サポーター
		川上 梓	令和 3 年成人式実行委員会委員 委員長
		竹代 優月	令和 4 年成人式実行委員会委員 委員長

事務局	教育部次長兼社会教育課長兼 津名図書館長	摺臼 宏明	
	教育部次長兼東浦図書館長	細川 量子	
	教育部社会教育課主査	延安 美佳	
	アカデミック・リソース・ガイ ド株式会社 代表取締役 CEO	岡本 真	

資料 2

第 2 次淡路市立図書館基本計画 策定経過

- 2021 年 6 月 30 日 (水) 第 1 回第 2 次淡路市立図書館基本計画策定検討会
- ・委嘱状の交付 (委員 9 名)
 - ・会長及び副会長の選出
 - ・これまでの経緯等の説明について
 - ・今後のスケジュールについて
- 2021 年 10 月 2 日 (土) 第 2 回第 2 次淡路市立図書館基本計画策定検討会
- ・委嘱状の交付 (委員 1 名)
 - ・委員及び職員から見た現状の課題、意見について
 - ・各種統計数値等に基づく分析、評価について
 - ・計画に盛り込むべき項目について
- 2021 年 11 月 23 日 (火) 第 3 回第 2 次淡路市立図書館基本計画策定検討会
- ・第 2 次淡路市立図書館基本計画素案について
- 2021 年 11 月 30 日 (火) 令和 3 年度第 2 回淡路市立図書館協議会
- ・第 2 次淡路市立図書館基本計画素案の報告について
- 2021 年 12 月 17 日 (金) 淡路市定例教育委員会
- ・第 2 次淡路市立図書館基本計画素案の報告について
- 2022 年 1 月 12 日 (水) ~ 同月 26 日 (水) パブリックコメント実施
- 2022 年 2 月 7 日 (月) 第 4 回第 2 次淡路市立図書館基本計画策定検討会
- ・第 2 次淡路市立図書館基本計画案の報告について
- 2022 年 3 月 29 日 (火) 淡路市定例教育委員会
- ・第 2 次淡路市立図書館基本計画案の上程

第 2 次淡路市立図書館基本計画策定検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 第 2 次淡路市立図書館基本計画(以下「基本計画」という。)の策定にあたり、その内容を検討するため、淡路市立図書館基本計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の素案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから淡路市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する。

- (1) 淡路市図書館協議会委員
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係者
- (4) 図書館サポーター関係者
- (5) 前 3 号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、第 2 条に規定する所掌事務が完了していない場合は、その任期を延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 検討会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 5 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第 7 条 検討会は、所掌事務に関し必要な報告書を作成し、教育長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、基本計画が策定された日限り、その効力を失う。